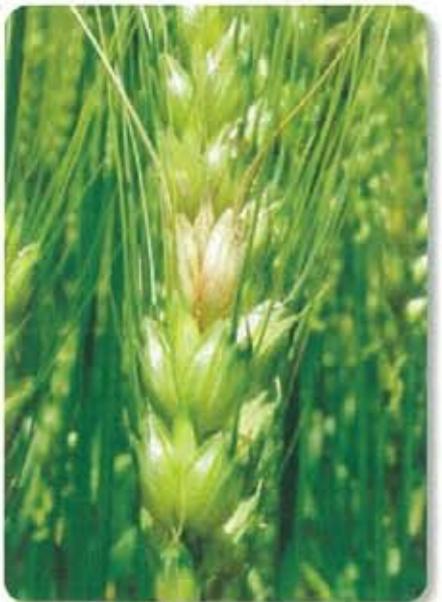


~旬の麦管理~ 赤かび防除を徹底し、発生防止に努めましょう!

赤かび病が発生した麦は、その混入量によっては、販売が制限されたり、農産物検査で規格外に格付けされたりします。



赤かび病の発生（小麦）

※農産物検査では、10,000粒に被害粒が5粒あると規格外になります。
また、赤かび病の毒素（テオキシニバレノール）が1.1ppm以上含有すると流通が制限されます。

○出穂期頃に、曇雨天が続き、ほ場に滞水した場合には、その発生量が多くなるので、この時期の天気予報やJA等の提供する出穂期予測などの情報を参考にして、下表により2回の薬剤散布を実施しましょう。

防除時期等の目安				
防除時期	農薬名	希釈倍数等	使用時期／回数	散布方法・注意事項等
1回目 開花始め	トップジンM 水和剤	1,000～ 1,500倍	小麦：収穫14日前まで/ 出穂期以降は2回以内	10a当たり100㍑の水に溶き、 噴霧機等で散布する。
			はだか麦：収穫30日前まで/ 出穂期以降は1回	
2回目 1回目防除の 7～10日後	シルバキュア プロアブル	2,000倍	小麦：収穫7日前まで/ 2回以内	10a当たり100㍑の水に溶き、 噴霧機等で散布する。
			はだか麦：収穫14日前まで/ 2回以内	

注) ①使用時期・回数は、農薬の使用が認められている散布時期・回数です。
赤かび病の防除に有効な使用時期・回数を示すものではありません。
②記載している農薬の使用基準は平成23年3月16日現在のものであり、今後変更になる場合があります。
農薬を使用する際は、農薬のラベルをよく読んで、ラベルのとおりに使用してください。
③農薬散布の際には、近隣ほ場の栽培作物に農薬が飛散しないよう、細心の注意を払いましょう。

●内容に関するお問い合わせ先

香川農政事務所 農政推進課 TEL: 087-831-8151
食糧部計画課 TEL: 087-831-8153
香川県農協中央会指導部指導課 TEL: 087-825-2503
香川県農政水産部農業生産流通課 TEL: 087-832-3418

○本資料の「農業者戸別所得補償制度」に係る記載については、発行日現在の情報を基にしたものであり、今後、国がその内容等を変更する可能性もありますのでご留意ください。

さぬき水田営農だより

平成23年度

農業者の皆さんへ!!

農業者戸別所得補償制度の 申請受付が4月からスタート!

平成22年度の水田を対象とした「戸別所得補償モデル対策」に続いて、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目的とし、畑作物の麦、大豆などにも対象を拡大した「農業者戸別所得補償制度」が本格実施されました。



「交付申請書」などの提出は、その交付金を受け取るために重要な手続きです。

農業経営の安定のため、制度に加入される方は、交付申請書等の内容を十分にチェックして、「地域水田農業推進協議会※」または、農政事務所に提出するようにしましょう。

※地域水田農業推進協議会は、戸別所得補償制度の本格実施を受け、「地域農業再生協議会」へ順次移行することとしています。

○「交付申請書」などの提出期限は、
4月から6月30日までです。

各地域協議会で異なる場合があります(農政事務所へ直接提出する場合は、6月30日が提出期限)。

●交付申請書等のチェックポイントは次のページから!



交付金交付申請書(様式第1号)※を受け取ったら…ここをチェック!

※22年度に戸別所得補償モデル対策に加入されていた方は、氏名、住所があらかじめ印字されたものを受け取ることとなり、申請手続が簡素化されています。

1. 氏名、住所等 → 2. 交付申請の内容 → 3. 各種確認事項の順に確認して、4. 必要な添付資料を準備して地域協議会又は農政事務所に提出してください。



必要な添付書類

交付申請書提出の際には、必要に応じて以下の書類が必要です。

- 営農計画書(実施計画書)
- 共済加入者:水稻共済細目書異動申告票の写し(営農計画書の4部複写の3枚目)
- 共済未加入者:前年産米の出荷契約書
- 集落営農組織:規約の写し、代表者名義の通帳の写し
- 水田活用所得補償交付申請者:対象作物(どれか一つ)の前年産販売伝票等の写し
- 畑作物の戸別所得補償交付申請者:実需者と直接販売している場合は、対象作物の出荷契約書の写し

※書類によっては、省略できるものも、追加で必要となるものもあります。

<注意>

- 交付金を受け取るための重要な書類となりますので、正確に記入してください。
- 別紙の「交付申請に関する誓約事項」をよく読んで、了解の上提出してください。

農業者戸別所得補償交付金交付申請書		23年産																				
農林水産大臣 殿 農業者戸別所得補償交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。 また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。申請年月日 23年4月〇〇日																						
交付申請者欄	フリガナ カガワ タロウ	申請印																				
	氏名又は法人・組織名 香川 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農																				
	代表者氏名(法人・組織のみ) (〒760-8570)	経営																				
住所 香川 都道府県 番町四丁目1番10号	市区町村 高松 香川																					
電話 087 — 831 — 1111	FAX —																					
E-mail @																						
<p>水田・畑作経営所得安定対策への加入状況 平成22年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に</p> <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/>加入していた</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>加入していないかった</td> </tr> </table> <p>※平成22年度に「水田・畑作経営所得安定対策」に加入していた方は、「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書」を必ず添付してください。</p>			<input type="checkbox"/> 加入していた	<input checked="" type="checkbox"/> 加入していないかった																		
<input type="checkbox"/> 加入していた	<input checked="" type="checkbox"/> 加入していないかった																					
<p>交付申請の内容 別紙の「交付申請の内容(詳細)」お読みいただき、交付申請するものの欄に印を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 米の所得補償交付金</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請する</td> <td>(4) 規模拡大加算</td> <td><input type="checkbox"/>別様</td> </tr> <tr> <td>(2) 畑作物の所得補償交付金</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請する(予定)</td> <td>(5) 再生利用加算</td> <td><input type="checkbox"/>申請する</td> </tr> <tr> <td>① 数量払</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請する</td> <td>(6) 緑肥輪作加算</td> <td><input type="checkbox"/>申請する</td> </tr> <tr> <td>② 営農継続支払</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請する</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 水田活用の所得補償交付金</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>申請する</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			(1) 米の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する	(4) 規模拡大加算	<input type="checkbox"/> 別様	(2) 畑作物の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する(予定)	(5) 再生利用加算	<input type="checkbox"/> 申請する	① 数量払	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する	(6) 緑肥輪作加算	<input type="checkbox"/> 申請する	② 営農継続支払	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する			(3) 水田活用の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する		
(1) 米の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する	(4) 規模拡大加算	<input type="checkbox"/> 別様																			
(2) 畑作物の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する(予定)	(5) 再生利用加算	<input type="checkbox"/> 申請する																			
① 数量払	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する	(6) 緑肥輪作加算	<input type="checkbox"/> 申請する																			
② 営農継続支払	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する																					
(3) 水田活用の所得補償交付金	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する																					
<p>各種確認事項 該当するものの欄に印を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">販売農家であることの確認</td> </tr> <tr> <td>農業共済への加入状況(加入予定含む)</td> <td>農作物共済</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>加入</td> <td><input type="checkbox"/>未加入</td> </tr> <tr> <td>販売実績</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農業共済資格団体(適合)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>適合する</td> <td><input type="checkbox"/>適合しない</td> </tr> </table> <p>※集落営農のみ印を記入してください。</p>			販売農家であることの確認		農業共済への加入状況(加入予定含む)	農作物共済	<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入	販売実績	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	農業共済資格団体(適合)		<input type="checkbox"/> 適合する	<input type="checkbox"/> 適合しない								
販売農家であることの確認																						
農業共済への加入状況(加入予定含む)	農作物共済																					
<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入																					
販売実績	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし																					
農業共済資格団体(適合)																						
<input type="checkbox"/> 適合する	<input type="checkbox"/> 適合しない																					
<p>6 調整水田等の不作付け地の改善計画 市町村への申請状況 <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし 担当者記入欄 (市町村の認定状況) 済 未済</p>																						
<p>7 個人情報の取り扱いの確認 「個人情報の取り扱い」に記載された内容について <input checked="" type="checkbox"/>同意する</p>																						
<p>8 登録済の振込口座の変更 <input checked="" type="checkbox"/>変更なし <input type="checkbox"/>変更あり</p>																						
<p>環境保全型農業直接支払の申請 <input type="checkbox"/>申請する予定</p>																						
<p>【担当者記入欄】 【地域協議会等】 【農政事務所】</p>																						

①交付申請書の提出期限は4月1日から6月30日です

②申請印はシャチハタ等のスタンプ印は不可です

③印字されている氏名、住所等の確認!(昨年加入者のみ)

④交付申請するもの欄に□を記入!(申請内容は、別紙の「交付申請の内容」をみてください。)

⑤共済の加入状況等の□を記入

⑥不作付け地の改善計画を提出する(した)場合に「あり」に□を記入
→提出する方は4頁を参考にしてください

⑦様式第1号別添「個人情報の取り扱い」をよく読みに同意する場合は必ず□を記入

⑧登録済みの振込口座を変更する場合は「あり」に□記入
→あとから送られてくる交付金振込口座届出書を提出:5頁を参考にしてください

前ページで別紙様式の必要な方は、こちらを参考にしてください!

不作付地の改善計画(様式第5号)

提出が必要な方

- ・米を作付している(米の所得補償交付金の申請をしている)
- ・22年度モデル対策に記入した水田以外で新たに不作付地となった水田がある(注:地域によっては、23年の不作付地すべての記入が必要)

調整水田等の不作付地の改善計画
平成 23 年 4 月 ○○ 日

香川市長 殿

申請者 住所 高松市番町四丁目1番10号
氏名 香川太郎 ㊞
電話番号 087-831-1111

私が使用収益権等を有する水田のうち、調整水田等の不作付地となっている水田の改善計画を下記のとおり作成したので申請します。

記

不作付地の地番	① 不作付地の面積 <small>期間借地は○を記入</small>	② 状態 <small>作物を栽培できない理由</small>	作物を栽培できない理由 <small>(作物名を記入)</small>	改善計画		達成予定年
				1. 調整水田	2. 自己保全管理	
番町1-1-1	3 80	2	1	1	小麦	1
③						
(注1)状態、作物を栽培できない理由、改善計画、達成予定年欄については、該当する番号を記入してください。 (注2)改善計画欄で、「1」を選んだ場合は、作物名を記入してください。 (注3)各欄でその他を選んだ場合は、詳細を記入してください。						
【地域協議会等管理コード】 市町コード 地区コード 集落コード 農家番号 1 2 3 1 2 3 5 5 5 3 3 3 3						
④						

記入の仕方

- ①不作付地の地番、不作付地の面積を記入
- ②期間借地の場合は、○を記入
- ③状態、作物を栽培できない理由、改善計画、達成予定年:番号を選択して記入
- ④地域協議会等管理コード:交付申請書の交付申請者欄下側の13桁の番号を記入

不作付地の改善計画に記入する農地は、次年度以降の解消に向けて、麦、大豆等の戦略作物の作付けを検討しましょう!
なお、自分で解消できない場合は、地域の担い手に委託したり、集落営農へ参加するなどの方法を検討しましょう!

交付金振込口座届出書(様式第3号)

提出が必要な方

- ・新規に加入する
- ・22年度のモデル対策時の受取口座から、相続・経営移譲等により他の口座に変更する

様式第3号

農業者戸別所得補償交付金振込口座届出書

平成22年度に実施した「戸別所得補償モデル対策」に加入されていない方は、必ず提出してください。「戸別所得補償モデル対策」に加入された方は、振込口座を変更したい方のみ提出してください。口座名義人は交付申請者名と同じにしてください。

中国四国農政局長 殿

申請の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 新規加入	<input type="checkbox"/> 振込口座変更
金融機関(ゆうちょ銀行以外)		
金融機関コード(数字4ヶタ)	金融機関名	
8 3 3 2	香川県	
支店コード(数字3ヶタ)	支店名	
7 6 7	県庁支店	
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)		
<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 別段
<input type="checkbox"/> 通知	3 0 8 4 7 7 3	
口座番号(7ヶタに満たない場合は、右づめで記入)		
口座名義人		
フリガナ	カガワ タロウ	
漢字	香川太郎	
ゆうちょ銀行		
記号(6ヶタ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)	
1	0	1
口座名義人		
フリガナ		
漢字		
〈担当者記入欄〉		
金融機関コード	支店コード	
交付申請者管理コード		
地域協議会等管理コード		
1 2 3 1 2 3 5 5 5 3 3 3 3		
「水田・畠作經營所得安定対策」対策加入者管理コード		
A		

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。

※収入減少影響緩和対策に加入している方は、23年度以降の同対策に係る交付金及び積立金の振込口座も本届出書の口座となります。

記入の仕方

- ①申請内容欄のいずれかに□を記入
- ②金融機関名・支店名、口座番号等を正しく記入
- ③ゆうちょ銀行の場合は、こちらに記入
- ④交付申請書に記入されている13桁の番号を記入

<注意>

JA以外の金融機関の口座で交付金を受け取る場合は振込先通帳の見開き頁の写しを届出書の裏面に添付してください。



水稻の品質向上対策～「さぬき米」の名聲復活を目指して～

温暖化が進む中、「昔からのやり方」で水稻栽培を続けていたのでは、どんなに高温に強い品種でも良い品質や食味を維持することは難しくなります。

それぞれの品種が本来持っている力を十分発揮できるような気象条件のもとで育てることが、売れる米づくりの近道です。

今年は、まず田植え時期から、地域の生産者全員で考えてみる機会をつくってはいかがでしょうか。

田植え時期の考え方

品種名	栽培管理の留意点
「コシヒカリ」	銘柄米産地を確保するため、中山間部は短期栽培（5月中旬～6月上旬田植）の実施。 平坦部は、基本の栽培管理技術や品質改善方策を徹底しながら、需要を踏まえた計画生産。
「はえぬき」	6月20日の田植を基本とし、栽培基準を遵守した良質米生産の実施。
「ヒノヒカリ」	平坦部は6月20日～25日、また海岸部は6月25日～30日を目安に田植し、栽培基準を遵守した良質米生産の実施。

※それぞれの品種の「基本の栽培管理技術」や「栽培基準」については、最寄りのJAや農業改良普及センターにお問い合わせ下さい。

「香系8号」の品種名やキャッチコピー・ロゴマークを募集します!!

あなたのアイディアで「香系8号」を人気者のお米にしてください。

香川県で生まれたお米「香系8号」の品種名、キャッチコピー、ロゴマークを募集します。キャッチコピーは、お米の販売時の米袋やPRなどに利用します。

「つや姫」や「森のくまさん」のように、思わず手に取りたくなる人気者の米に育てるためのアイディアを、どしどしご応募ください！

「香系8号」はどんな米？

「香系8号」の特徴は以下のとおりです。

- ① 出穂期、成熟期は、「ヒノヒカリ」と同じ。
- ② 草丈が短く、倒伏しにくく、栽培しやすい。
- ③ 収量は、「ヒノヒカリ」とほぼ同等。
- ④ 稲の熟れムラが少なく、きれいに熟れる。
- ⑤ 玄米の粒に丸みがあり、粒ぞろいが良い。
- ⑥ 「ヒノヒカリ」より出穂後の高温に強く、白未熟粒の発生が少なく、品質が良い。
- ⑦ 炊飯したときに、米の色が明るく艶がある。
- ⑧ 味にクセがなく、どんな料理ともあう。



応募方法

品種名、キャッチコピー

はがきまたはメールで、品種名またはキャッチコピーとその説明、必要事項を記載し応募先へ送付してください。（ファックスでの応募は受け付けません。）

ロゴマーク

縦14cm×横10cmの大きさのロゴマークとその説明と必要事項を記載し、はがきまたは封書で応募先へ郵送または持参してください。（ファックス、メールでの応募は受け付けません。）（1枚の用紙に1作品とします）。

必要事項

応募者の氏名(ふりがな)(応募者が未成年の場合は保護者の氏名も必要)、住所、電話番号、職業、年齢。

応募期間

● 品種名・キャッチコピー／平成23年4月1日(金)～4月30日(土)

● ロゴマーク／平成23年4月1日(金)～7月31日(日)

郵送の場合は、消印有効。

応募規定

- 応募資格を有するのは国内在住の方に限ります。
- 品種名、キャッチコピー、ロゴマークは別々に応募できます。
- オリジナルの未発表作品に限ります。
- ロゴマークの画材や着色は問いません。
- 採用作品の著作権は、品種名は県に、キャッチコピーとロゴマークは香川県農業協同組合に帰属します。
- 応募者が未成年の場合は、保護者の同意が必要です。
- 応募点数に制限はありません。
- 応募作品は返却しません。
- 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら補正・修正をさせていただくことがあります。
- 審査結果の発表は報道機関への資料提供をもって行い、結果通知は入賞者のみに行います。なお、入賞者以外へは連絡しません。
- 応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限ります。なお、この規定に違反していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても授賞を取り消します。万が一著作権その他権利侵害等の責任が問われた場合、主催者はその責を一切負いません。この種の苦情については、全て応募者の責任において対応することとします。
- 作品に記入された個人情報については、入賞者の氏名及び住所（市町名）を公表するほか、事務局から応募者への連絡以外には使用しません。

それぞれ、最優秀賞 1点、優秀賞 2点を選び、副賞として「香系8号」の新米、さぬき特選「K.ブランド产品」を贈呈します。

応募先・お問い合わせ先

〒760-8570 香川県農業生産流通課内 「かがわ農産物流通消費推進協議会」

TEL 087-832-3417 FAX 087-837-2481

E-Mail seiryu@pref.kagawa.lg.jp

●下記のHPで「香系8号」の特徴と募集要綱を紹介しています。
HomePage <http://www.pref.kagawa.lg.jp/seiryu/index.htm>